

国民スポーツ大会ライフル射撃競技会 愛知県代表選手選考規程

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県ライフル射撃協会（以下「協会」という）が、当該年の国民スポーツ大会ライフル射撃競技会（以下「国スポ」という。東海地区ブロック予選会を含む）に出場する愛知県代表選手（以下「代表選手」という）に最適者を選考するために必要な事項を定める。

(選考への応募)

第2条 CP以外の成年種目に代表選手を志望する者は、事前に県予選会要項に則り選考への応募をしなければならない。

- 2 「国スポ参加者傷害補償制度」の保険に加入希望する者は、保険料として1人1,000円を徴収する。
- 3 選考への応募は1人2種目までとし、最終予選会（第3回予選会）に出場する者は資格確認書を添えて申し込むものとする。

(選考応募資格)

第3条 選考に応募できる資格は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国スポ参加資格があり、かつ下記のいずれかの国スポ愛知県所属の資格があること。

- (1) 4月30日以前から国スポ終了まで、居住地を示す現住所が愛知県内にあること。
 - (2) 4月30日以前から国スポ終了まで、主たる勤務地が愛知県内であること。
 - (3) 卒業した小学校・中学校・高校のいずれかが愛知県内、又は特例の「ふるさと」登録対象者。
- 2 選手強化委員会は応募者の資格確認を実施する。

(予選会の実施)

第4条 代表選手選考のため、1次予選会を計2回（第1回および第2回予選会）と最終予選会を実施する。CP種目は別途定める。

- 2 予選会の時期は、年間事業予定表及び競技会実施要項において別途定める。
- 3 第1回又は第2回の1次予選会および第4条4で定める代替競技会において、各種目上位3位までの者を最終予選会における選考対象とし、選手強化委員会が発表する。
- 4 予選会への出場は、1人2種目までとするが、同一の者が複数種目、又は同一種目の第1回・第2回の両方の1次予選会において上位3位までにランクされても、他の者を繰り上げて最終予選会の選考対象とはしない。
- 5 「ふるさと」登録対象者に限り、事前に認められた下記の競技会を代替競技会として、その成績を1次予選会の選考の対象とすることができる。

また対象とできる期間は愛知県内予選会の1ヶ月前から予選会当日までとし、事前に選手強化委員会まで報告すること。

(1) 居住地域の予選会

(2) G3以上の競技会

(3) 国際大会及びその予選会、NT選考記録会、その他選手強化委員会で認める大会

(4) 成績報告はWeb上に公開される場合はそのURLを連絡すること。

(5) 成績が公開されない場合は、主催の事務局または選手強化委員会等を通じて公式記録を提出すること。

6 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、直接最終予選会に出場することができる。

(1) AR60JおよびAR60WJについては、年少射撃資格者および低年齢推薦で空気銃を所持している者

(2) (公社)日本ライフル射撃協会、(一社)日本学生射撃スポーツ連盟及びその他の団体が主催する公式競技会並びに強化合宿等に参加のため、第1回及び第2回予選会に出場できなかった場合。(ただし、その競技会又は記録会等の成績が、前年に開催された国民スポーツ大会当該種目の第8位以上の成績であることを要する。)

(代表選手の決定)

第5条 代表選手の選考は、最終予選会の記録を基に協会理事会で協議し、協会会長の承認を経て決定する。選出された選手は愛知県ライフル射撃協会国スポチーム所属とし、国スポ東海地区予選会において通過すれば国スポ本大会出場とする。

2 選手選考後の参加辞退は認めない。正当な理由なく辞退または欠場した場合、次回の大会に選考しない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、国スポ代表選手選考の運営上必要な事項や疑義が生じたときは、別に協会理事会で定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則

(実施時期)

1 この規程は、令和7年4月1日から実施する。(令和7年3月2日理事会決議)

(国民スポーツ大会ライフル射撃競技会 愛知県代表選手選考要領の廃止)

2 国民スポーツ大会ライフル射撃競技会 愛知県代表選手選考要領(平成11年3月

26日理事会決定)は廃止する。

附則

この規程は、令和8年3月1日から実施する。(令和8年3月1日理事会決議)